

資料番号 2-4

柏市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（平成16年柏市規則第53号）新旧対照表

改正前	改正後
<u>柏市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>柏市情報公開・個人情報保護審議会条例</u>(平成16年柏市条例第12号。以下「<u>条例</u>」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員の除斥) 第2条 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、<u>柏市情報公開・個人情報保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)の議決があったときは、当該事件に係る調査審議又は建議(条例第2条第4号に規定する意見を述べることをいう。)に参加することができない。 (手続の併合又は分離) 第3条 審議会は、必要があると認めるときは、数個の<u>不服申立て</u>に係る事件を併合し、又は併合された数個の<u>不服申立て</u>に係る事件を分離することができる。 2 審議会は、前項の規定により<u>不服申立て</u>に係る事件を併合し、又は分離したときは、条例第8条第4項に規定する<u>不服申立人等</u>にその旨を書面により通知するものとする。 (諮問庁の申出) 第4条 諮問庁(条例第8条第1項前段に規定する諮問庁をいう。以下同じ。)は、公文書(同項前段に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されている情報又は保有個人情報(同項前段に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審議会(条例第6条第1項の規定により置かれる部会に調査審議をさせる場合にあっては、部会。以下この条及び第6条から第8条までにおいて同じ。)に対し、その旨の申出をすることができる。 2 審議会は、前項に規定する申出を受けた場合において、条例第8条第1項前段の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該<u>諮問庁</u>の意見を聴くものとする。 (補佐人) 第6条 条例第9条第2項の規定により補佐人とともに出頭しようとする<u>不服申立人又は参加人</u>は、その旨並びに補佐人の氏名及び住所を書面により申し出なければならない。審議会が同項の規定により承認した補佐人を変更しようとするときも、同様とする。 (意見の陳述者の数等)	<u>柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例</u>(平成16年柏市条例第12号。以下「<u>条例</u>」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員の除斥) 第2条 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、当該事件に係る調査審議又は建議(条例第2条第5号に規定する意見を述べることをいう。)に参加することができない。 (手続の併合又は分離) 第3条 <u>柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)は、必要があると認めるときは、数個の<u>審査請求</u>に係る事件の<u>手続</u>を併合し、又は併合された数個の<u>審査請求</u>に係る事件の<u>手続</u>を分離することができる。 2 審議会は、前項の規定により<u>審査請求</u>に係る事件の<u>手続</u>を併合し、又は分離したときは、条例第8条第4項に規定する<u>審査関係人</u>にその旨を書面により通知するものとする。 (処分庁等の申出) 第4条 <u>処分庁等</u>(条例第8条第1項前段に規定する処分庁等をいう。以下同じ。)は、公文書(同項前段に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されている情報又は保有個人情報(同項前段に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審議会(条例第6条第1項の規定により置かれる部会に調査審議をさせる場合にあっては、部会。以下この条、<u>第6条及び第8条</u>において同じ。)に対し、その旨の申出をすることができる。 2 審議会は、前項に規定する申出を受けた場合において、条例第8条第1項前段の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該<u>処分庁等</u>の意見を聴くものとする。 (補佐人) 第6条 条例第9条第3項の規定により補佐人とともに出頭しようとする<u>同条第1項に規定する申出人</u>は、その旨並びに補佐人の氏名及び住所を書面により申し出なければならない。審議会が<u>同条第3項</u>の規定により承認した補佐人を変更しようとするときも、同様とする。

第7条 条例第9条第1項本文の規定による意見の陳述をする不服申立人又は参加人及び同条第2項の規定により出頭する補佐人(以下「陳述者」という。)の数は5人以内とし、すべての陳述者が意見を陳述する時間は1時間以内とする。ただし、審議会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(陳述の制限及び秩序の維持)

第8条 審議会は、陳述者が審議会の会議において当該不服申立てに係る事件の範囲を超えて陳述するときその他意見の陳述に係る議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、当該陳述者に対し、その陳述を制限することができる。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、意見の陳述に係る議事の秩序を維持するため、意見の陳述に係る議事を妨害し、又はその秩序を乱す者に対して退場を命じる等適当な措置を執ることができる。

(提出資料等の閲覧等)

第9条 条例第11条第1項前段の規定による閲覧又は複写の求めは、書面により行わなければならない。

第7条 削除

(陳述の秩序の維持)

第8条

審議会は、条例第9条第4項に定めるもののほか、意見の陳述に係る議事の秩序を維持するため、意見の陳述に係る議事を妨害し、又はその秩序を乱す者に対して退場を命じる等適当な措置を執ることができる。

(提出資料等の閲覧等)

第9条 条例第11条第1項前段の規定による閲覧又は交付の求めは、書面により行わなければならない。

2 条例第11条第1項前段に規定する交付を受ける審査請求人又は参加人は、同条第4項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、同条第1項前段に規定する提出書類等の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手により納付しなければならない。

3 前項に規定する費用は、前納しなければならない。